## 論文 Today

## 労働者の健康保護に関する一般義務

Marie-Ange Moreau, L'obligation générale de préserver la santé des travailleurs, Droit Social, 2013, pp. 410–414.

## 大東文化大学非常勤講師 鈴木 俊晴

本論文は、フランスにおいて労働者の健康保護法理に関する研究を精力的におこなっている、リヨン第2大学の Moreau 教授によるものである。短い論文ではあるが、使用者の「労働者の健康保護に関する一般義務(L'obligation générale de préserver la santé des travailleurs)」についての議論状況が的確に整理されている。

フランスでは、労働法典において労働者の安全に関する使用者の一般的義務が明記されている。それは、「安全義務(obligation de sécurité)」と呼ばれるもので、欧州経済共同体(EEC)の1989年6月12日理事会指令(Council Directive)が、1991年にフランス国内法化されたものである。これに基づき明文化された現行の労働法典 L. 4121-1条には、以下のように記されている<sup>1)</sup>。「使用者は労働者の安全を保障し、身体的および精神的健康を保護するために必要な措置を講ずる。必要な措置とは、①職業リスクあるいは労働の苦痛の予防、②情報提供および職業訓練、③組織と適切な方法の配置、である。使用者は、環境の変化を考慮し、現状を改善するための措置をとるよう努めなければならない」(制定当時は労働法典 L. 230-2条)。

しかし本論文によると、同義務は前述の理事会指令を適切に明文化したものではないとされている。というのも、理事会指令では「雇用主は労働に関する『あらゆる局面において』労働者の健康と安全を保障する義務を負う」とされているのに対し、フランス労働法典では「『身体的及び精神的健康を保護するために』必要な措置を講ずる」と表現されるにとどまるからである。理事会指令は、労働者に具体的な危険が及びうる因子を除去することだけではなく、より広く、労働者の健康のために、労働環境、労働組織を改善することを要求していた。しかし、その精神はフランス法において反映されなかった。その結果、近年に至るまで、この義務は有効な役割を果たすことができなかったとされている。また、このような義務が重要視され

なかった一因として、本論文では、フランスの労災補償法理の存在を挙げている。すなわち、フランスでは、労働災害の金銭的救済は原則として労災補償によっておこない、使用者については、「許し難い非行(faute inexcusable)」がない限り民事責任が課されないが<sup>2)</sup>、このような法理があることで、使用者はあまり労働環境を改善しようとしないとされる。

この義務が少しずつ注目されるようになったのは. 2001 年に「統一文書 (document unique) | という制 度がつくられて以降である。これは、正式名称は「労 働者の健康と安全に対するリスクの評価に関する文書 (document relatif à l'évaluation des risques pour la santé et la sécurité des travailleurs (DUER))」とい い. 2001 年 11 月 5 日デクレ<sup>3)</sup> によって制定された ものである。使用者が労働法典法上負っている安全義 務あるいは罰則を伴う公法的な義務として、事業の規 模・業種にかかわらずあらゆる使用者に、リスク評価 の結果をまとめた文書を作成し、 定期的に更新する義 務を課すものである(少なくとも年1回, また, 安 全衛生にかかる条件や労働条件に重要な修正をもたら す場面でも更新が求められる)。もっとも、作成・更 新義務に違反しても、行政罰がある以外には特に使用 者にペナルティが課されるものではなかった。

しかし、2002年に判例法理により「安全に配慮する結果債務(obligation de sécurité de résultat)」が形成されたことにより、安全義務に大きな変化がもたらされた。前述のとおり、フランスでは原則として、労災民訴は認められていない。使用者に「許し難い非行」が認められる場合にのみ、例外的に、使用者に民事上の損害賠償(Ex. 身体的精神的苦痛に対する慰謝料、容貌などに対する損害賠償、昇進可能性の減少の賠償など)を請求したり、増額された社会保障法典上の労災補償を受けることができるにすぎなかった(社会保障法典上、452-1条、L、452-3条)<sup>4)</sup>。しかしその後、2002年2月28日の一連の破毀院判決<sup>5)</sup>により、

106 No. 649/August 2014

この状況に変化が現れた。これらの事件は大まかに言 えば、石綿ばく露により悪性中皮腫等に罹患した労働 者あるいはその遺族が、使用者に「許し難い非行」が あったと主張したものである。この中で破毀院は、ま ず、「使用者は、労働契約上の義務として、労働者の 健康に関して『安全に配慮する結果債務』がある」と 述べた。そのうえで、「労働者がさらされている危険 を認識しあるいは認識しなければならなかったにもか かわらず、労働者を保護するために必要な措置をと らなかった場合には、その義務に違反したものとし て、『許し難い非行』を構成する」と判示した。従来、 使用者側の「許し難い非行」が認められるためには, ①使用者側に特別に重大な非行 (faute d'une gravité exceptionnelle) があること、②使用者が危険を認識 しあるいは認識しなければならなかったこと。③任意 性のある作為または不作為であること、 ④正当な理由 がないこと、⑤故意がないこと、の5つの要件が必要 とされてきた<sup>6)</sup>。しかし、2002年判決では、その中 の(1)については要件とされていない $^{7)}$ 。そのため、以 前と比べて「許し難い非行」が認められやすくなった と評価されている。

以上のように、この「安全に配慮する結果債務」は、もともと、労災・職業病の被害者の現実的救済を目指し、労災民訴あるいは労災補償の増額の可能性を広げるために判例によって創設されたものである。しかしその後は、事案の射程を超えて多くの判決に取り入れられ、広く安全衛生に関する使用者の義務を認めるための法理として普及しつつある。例えば、労働者の受動喫煙を防止する義務®や、モラルハラスメントを防止する義務のなどが判例によって認められている。この義務は、「許し難い非行」が問題となった事案に関しては労働契約上の義務であるとする裁判例もあるが、それ以外に関しては、安全義務を定めた労働法典L、4121-1条に基づく義務とする裁判例が一般的である。

以上のような判例の展開もあり、安全義務は「安全 に配慮する結果債務」を包含しつつ、労働者の健康を 保護するための使用者の一般的な義務として確立しつ つある。本論文によると、安全義務は、労働者の健康 を保護するために職場環境そのものを改善する義務が 含まれており、そこでは、労働者の個別的な脆弱性を 離れて、労働者全体に及ぼす潜在的なリスクを評価し 予見する必要があるとされる。そのほか、予防にかか るコストは考慮すべきでないこと、使用者が作成した 「統一文書」のみから義務を判断すべきでないことな ども指摘されている。

以上みたように、フランスにおいては、「安全義務」の名のもとに、労働者の安全に関する事前と事後の使用者の義務が統一的に論じられ、包括的な労働環境整備義務が形成されつつある。近年、精神疾患等新たな傷病の増大をうけて、この分野における法理論の精緻化が求められているわが国にとっても、今後フランスにおいてこの義務がどのような展開をみせるのか、注目される。

- 1) 本論文では労働法典 L. 1421-1 条とされているが、誤植であろう。
- 2) フランスにおける労災補償と「許し難い非行 (faute inexcusable)」との関係については、拙稿「外国労働判例研究 181 フランス/労働医の再配置提案を受けた使用者の再配置打診に対する労働者の拒否」労働法律旬報 1735・1736 合併号 70-75 頁 (2011 年) 参照。
- 3) Décret n° 2001-1016 du 5 novembre 2001.
- 4) そのほか、使用者等が故意に労災を引き起こした場合、あるいは通勤災害の場合にも、例外的に労災民訴が認められている。
- 5) Soc. 28 février 2002, Bull. civ. V, n° 81.
- 6) DUPEYROUX (J.-J.), BORGETTO (M.) et LAFORE (R.), Droit de la sécurité sociale, 16e éd., Dalloz, 2008, p. 659.
- BABIN (M.) et LE COHU (P.), La prévention des risques professionnels, Liaisons sociales quotidien, décembre 2007, p. 79.
- 8) Soc. 29 juin 2005, n° 03-44.412.
- 9) Soc. 28 juin 2006, n° 05-43.914.

すずき・としはる 大東文化大学環境創造学部非常勤講師(法科大学院兼担)。最近の主な著作に「労働者の傷病と就労可能性判断における産業医の役割——フランス労働医が有する就労可能性判定機能の歴史的分析を手がかりとして」早稲田大学博士論文(2013年)。労働法専攻。

日本労働研究雑誌 107